

資料4

令和7年御殿場市議会6月定例会議案資料 (新旧対照表)

件名	頁
議案第43号関係資料	1

御 殿 場 市

議案第 4 3 号関係資料

御殿場市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第6条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、同法第7条第1項の規定に基づき、御殿場市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。</p> <p>(1) <u>空家等対策計画の作成及び変更に関すること。</u></p> <p>(2) <u>法第2条第1項に規定する空家等が同条第2項に規定する特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。</u></p> <p>(3) <u>法第14条に規定する特定空家等に対する措置の実施に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条第1項の規定に基づき、御殿場市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(1) <u>法第7条第1条に規定する空家等対策計画の作成及び変更に関すること。</u></p> <p>(2) <u>法第13条第2項に規定する管理不全空家等に対する措置に関すること。</u></p> <p>(3) <u>法第22条に規定する特定空家等に対する措置に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、空家等対策計画の実施のために必要な事項に関すること。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

